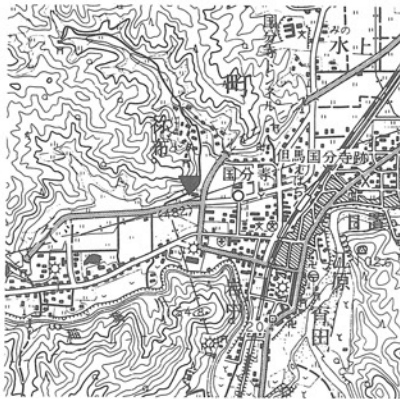


兵庫・^{によう}衾^{がもり}布^{がもり}ヶ森遺跡

- 1 所在地 兵庫県城崎郡日高町^{によう}衾^{がもり}布^{がもり}
- 2 調査期間 第三二次調査 一九九九年(平11) 一〇月～二〇〇〇年三月
- 3 発掘機関 日高町教育委員会
- 4 調査担当者 加賀見省一
- 5 遺跡の種類 官衙跡
- 6 遺跡の年代 九世紀～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(出 石)

衾^{によう}布^{がもり}ヶ森遺跡は、兵庫県北部を北流する円山川中流域左岸、標高約三〇mの小扇状地上に位置している。遺跡の範囲は明確でないが、東西三〇〇m南北三〇〇m以上の範囲に及び、今回の調査地点は、遺跡の西端付近に位置すると考えられる。なお、当遺跡の東西四〇〇mには、但馬国分寺跡が存在してい

る。

調査目的は、国庫補助事業による遺跡の範囲確認調査で、四カ所のトレンチを設定して調査を行なった。一トレンチは、東西一五m南北五mで設定、調査区の西端で暗灰褐色土の落ち込みを検出した。調査区内では遺構の性格がわからなかったため、調査区を拡張した結果、幅一・三m深さ約三〇cmを測る、南北方向の素掘りの溝を確認した。溝内からは、九世紀の土器類、顔を墨書きした人形などを含む木製品、木簡三点(1)(2)(3)が出土した。溝の続きを確認するため、さらに北側にも調査区を設定し、北約四〇mに設定した二トレンチからは、溝の堆積層から多量の土器と木簡一点(4)が出土した。距離が離れているため同じ溝かどうか不明であるが、堆積層には八世紀後半から九世紀の土器片も含まれている。

8 木簡の釈文・内容

一 トレンチ

- | | | |
|-----|---------------------------|-----------------|
| (1) | ・「気多 ^[郡カ] □□□□ | (77)×18×5 061 |
| | ・「承和元年 (題籤軸) | |
| (2) | ・「×方郡帳 | (148)×18×6 061 |
| | ・「七年死者 (題籤軸) | |
| (3) | ×方郡 | (79)×(20)×5 081 |

二トレンチ

(4) ・^{〔接カ〕}□□□三日^{〔日信カ〕}□□□四□□□一日^{〔接カ〕}□

・「大四五八九^{〔元カ〕}言田千一□□□二三六□」天地地玄黄宇宙洪荒

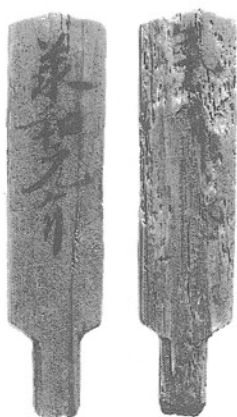
384×(41)×5 081

(1)は題籤軸で、軸部は折れている。気多郡は但馬国の郡名で、祢布ヶ森遺跡のある日高町のほぼ全域を含む。承和元年は八三四年。
(2)も題籤軸で、上部が一部欠損、軸部は八三mmを残し折れている。
「×方郡」は、但馬国二方郡を指すのだろう。内容は死亡帳とみられる。祢布ヶ森遺跡第一九次調査では、天長三年（八二六）の朝来郡の死逃帳の題籤軸が出土しており（本誌第一八号）、但馬国内の各郡から毎年報告されていたと考えられる。
(3)は、上下端・右辺が折損。(2)と同様、二方郡を指すと考えられる。
(4)は、表面は記録簡だろうか。裏面は習書で、「千字文」の冒

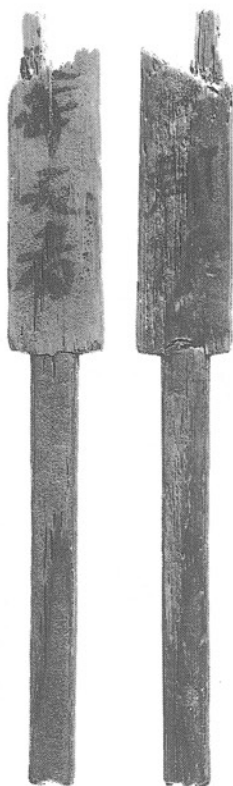
頭の句、「天地玄黄、宇宙洪荒」を書きつけている。

祢布ヶ森遺跡で出土している木簡は、題籤軸の多いことが特徴である。それらはいずれも、延暦二三年（八〇四）以降の年紀をもち、但馬国内の郡名を記し、税や戸籍などに関係する内容を持っている。このような特徴や、大型の掘立柱建物群、輸入陶磁器の出土などから、当遺跡が延暦二三年に移転した但馬国府跡であると考えられるようになった。今回の題籤軸の出土は、こうしたことの裏付けになるものであり、出土地点周辺の遺構の性格を考えていくうえでも重要である。

なお木簡の釈読には、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のご教示を得た。
(加賀見省一)



(1)



(2)



(4) 裏 部分